



十勝岳連峰

第V章

国有林野の管理経営

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25(2013)年4月の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、林業の成長産業化に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は、758万haの面積を有しており、これは我が国の国土面積(3,780万ha)の約2割、森林面積(2,505万ha)の約3割に相当する。土地面積に占める国有林野の割合は地域によって異なり、北海道森林管理局及び東北森林管理局管内では3割以上であるのに対し、近畿中国森林管理局管内では1割未満等となっている(資料V-1)。

国有林野は、奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養^{かん}等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、国有林野は、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、国有林野の生態系は、里山林、溪畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様

性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

一方、国有林野は都市近郊(北海道野幌^{のっぽろ}、東京都高尾山^{たかおさん}、京都府嵐山^{あらしやま}等)や海岸付近(福井県気比^{けひ}の松原、佐賀県虹^{にじ}の松原等)にも分布し、保健休養や森林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する多面的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や地球温暖化の防止に対する国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている。

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

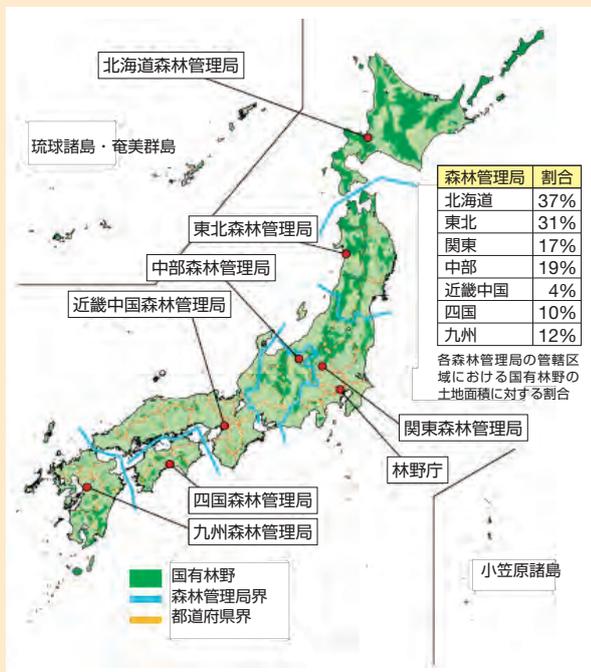
国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている*1。

国有林野事業は、戦後は林産物の供給に重点が置かれ、その事業を企業的に運営するため特別会計(国有林野事業特別会計)において経理されてきたが、平成10(1998)年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする管理経営方針に大きく転換した。平成25(2013)年度には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献するため、国有林野事業は一般会計で行う事業に移行した。

林野庁では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を1期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。平成30(2018)年度の国有林野の管理経営は、平成26(2014)年4月から令和6(2024)年3月までの10年間を計画期間とする管理経営基本計画(平成25(2013)年12月策定)に基づいて推進された。

平成30(2018)年12月には、平成31(2019)年4月から令和11(2029)年3月までの10年間を計

資料V-1 国有林野の分布



資料：国有林野の面積は農林水産省「平成29年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は全国市町村要覧平成30年版。

*1 「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第3条

画期間とする新たな管理経営基本計画が策定された。策定に当たっては、公益重視の管理経営等の基本的な考え方は維持しつつ、前計画策定以降の、森林・林業基本計画の変更、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の策定、平成29年7月九州北部豪雨等による流木災害の発生、訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえて取組の充実を図ったほか、森林経営管理制度^{*2}が円滑に機能するよう、意欲と能力のある林業経営者の育成支援や森林総合監理士等による市町村林務行政に対する技術的支援、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与等の取組が盛り込まれた。



*2 森林経営管理制度について詳しくは、第Ⅱ章(62-65ページ)を参照。また、森林経営管理制度の構築に向けた考え方等については「平成29年度森林及び林業の動向」の13-36ページを参照。